

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先				
					R3年			R4年						R5年								
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
経済産業省	生産性革命推進事業	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更に対応するために柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。																		(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp		
	補 New 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型)・(グローバル展開型)	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年度にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、[回復型賃上げ・雇用拡大枠][デジタル枠][グリーン枠]を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 ※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。 ※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします(回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く)。																	■補助上限: ・一般型[通常枠]750万円～1,250万円(※) [回復型賃上げ・雇用拡大枠]750万円～1,250万円(※) [デジタル枠]750万円～1,250万円(※) [グリーン枠]1,000万円～2,000万円(※) ・グローバル展開型3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率: ・一般型 [通常枠] 1/2、小規模事業者等 2/3 [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 2/3 [デジタル枠] 2/3 [グリーン枠] 2/3 ・グローバル展開型 1/2、小規模事業者等 2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型(新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」))	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	(1)交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了する事業であること。 (2)以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加 (3)補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致する投資であることが要件。 ・物理的な対人接触を減らすことに資する革新的な製品・サービスの開発 ・物理的な対人接触を減らす製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善 ・ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム																	【新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)】 ■補助上限:1,000万円 ■補助率:2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053
	補 【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助金<一般型> 更新 補 【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助金<一般型> 更新	小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助。 ※補助金電子申請システム(名称:Jグランツ)の利用が可能となりました。	小規模事業者等	【想定される活用例】 ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等。 ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。 ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。																	■補助上限:50万円 ■補助率:2/3 (条件により、補助上限の引上げが有ります)	全国商工会連合会 TEL:03-6670-2540 日本商工会議所 TEL:03-6447-2389
	補 更新 小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>	小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援します。	小規模事業者	ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取り組む、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業 ■補助対象経費 ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費(オンラインによる展示会等に限る) ④開発費 ⑤資料購入費 ⑥雑役務費 ⑦借料 ⑧専門家謝金 ⑨設備処分費 ⑩委託費 ⑪外注費 ⑫感染防止対策費(※1) ※1 ⑫感染防止対策費は、補助金総額の1/4が上限。ただし、緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者(※2)は、補助金総額の1/2に上限を引き上げ。 ※2 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、2021年1月から同年3月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した事業者																	■補助率:補助対象経費の3/4以内 ■補助上限:100万円	・(独)中小企業基盤整備機構 生産性革命推進事業室 TEL:03-6837-5929 (受付時間:9時～18時、土日祝日除く)
	補 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<通常枠(A・B類型)>	中小企業・小規模事業者等のみならずが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	<A類型> ・公募要領に定める6つの共通プロセスのうち、「共P-01～各業種P-06」から必ず1つ以上の業務プロセスを担うソフトウェアである必要があります。 <B類型> ・公募要領に定める「共P-01～汎 P-07」の内、必ず4つ以上を担うソフトウェアである必要があります。																	■補助対象経費:ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアに関連するオプション・役務の費用 ※類型ごとのプロセス要件を満たすものであり、労働生産性の向上に資するITツールであること。 ■補助率:1/2以内 ■補助金額: <A類型>30万円～150万円未満 <B類型>150万円～450万円以下	(一社)サービスデザイン推進協議会 〒700-0001 広島市南区大田1-1-1 TEL:0570-666-424 IP電話TEL:042-303-9749
	補 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<低感染リスク型ビジネス枠(特別枠:C・D類型)>	新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、労働生産性の向上とともに感染リスクに繋がる業務上での対人接触の機会を低減するような業務形態の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して、通常枠(A・B類型)よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。	中小企業・小規模事業者等	<C類型> ・業務の非対面化を前提とし、異なるプロセス間での情報共有や連携を行うことで補助事業者の労働生産性の向上に寄与するもので、連携型ソフトウェアとしてITツールを導入する際に選択する類型となります。 <D類型> ・業務の非対面化およびクラウド対応されていることを前提とし、複数のプロセスにおける遠隔地等での業務を可能とすることで補助事業者の労働生産性の向上に寄与するものとして登録されたITツールを導入する際に選択する類型となります。 ※複数プロセスを非対面化することが可能であれば、導入するツール数について単一か複数かは問いません。 公募要領に定める「共P-01～汎 P-07」の内、必ず2つ以上のプロセスを保有するソフトウェアである必要があります。																	■補助対象経費:ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアの利用に必要な不可欠なハードウェアのレンタル費用と関連するオプション・役務の費用 <C類型>上記AB類型の要件に加え、複数のプロセス間で情報連携し複数プロセスの非対面化や業務の更なる効率化を可能とするITツールであること。 <D類型>上記AB類型の要件に加え、テレワーク環境の整備に資するクラウド環境に対応し、複数プロセスの非対面化を可能とするITツールであること。 ■補助率:2/3以内 ■補助金額: <C類型>30万円～450万円以下 <D類型>30万円～150万円以下	(一社)サービスデザイン推進協議会 〒700-0001 広島市南区大田1-1-1 TEL:0570-666-424 IPTEL:042-303-9749
	補 【サプライチェーン改革】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業(2次)	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点を整備しようとする際の設備導入等を支援。	大企業・中小企業等	[A]生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 [B]感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資の生産拠点等の整備事業 [中小企業特別事業]生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業																	■補助率 [大企業] 1/2以内 [中小企業等]2/3以内 ※補助対象事業A・Bは、補助対象経費に応じて段階的に低減 ■補助上限 [補助対象事業A・B]100億円 [中小企業特別事業] 5億円 ■事業期間 原則3年間(大規模投資案件は4年間)	みずほ情報総研㈱ 社会政策コンサルティング部 TEL:03-6825-5476 E-mail: kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金〈国・県 早見表(中小企業等向け)〉

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月
厚生労働省	雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主) (特例措置) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの休業等に適用	業種の事業主を対象としています。 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている														①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4) ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり13,500円(R4.1~2月は11,000円、R4.3月は9,000円)	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク。またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL:0120-60-3999
	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賞金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援するものになり	以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賞金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども		※R3.8/1~10/31までの休業に関する申請期限は、R3.12/27まで ※R3.11/1~12/31までの休業に関する申請期限は、R4.2/28まで ※R4.1/1~3/31までの休業に関する申請期限は、R4.5/31まで												休暇中に支払った賞金相当額×10/10 ※支給額は13,500円(R4.1月~2月:11,000円、R4.3月:9,000円)を日額上限とする。 ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については15,000円。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999	
	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事業主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。														労働者1人当たり取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賞金(休業手当)を受け取ることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から9月30日、令和3年2月28日、令和4年3月31日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	左記のとおり	※R2.10~12月R3.4月までの休業に関する申請期限はR3.5/31R3.7/31まで ※R3.1~4月R3.5~6月までの休業に関する申請期限はR3.7/31R3.9/30まで ※R3.5~6月R3.7~9月までの休業に関する申請期限はR3.9/30R3.10/31R3.12/31まで ※R3.10~11月までの休業に関する申請期限はR4.2/28まで ※R3.12月までの休業に関する申請期限はR4.3/31まで ※R3.4~12月までの休業に関する申請期限はR4.3/31まで ※R4.1~3月までの休業に関する申請期限はR4.5/30まで													①1日当たり支給額(9,900円(令和3年4月までは11,000円)が上限)×②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①:休業前の1日当たり平均賞金額×80% ②:各月の日数(30日又は31日)÷就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276
	新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用助成金	「トライアル雇用(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)」は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試用雇用する制度です。	次の全要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。 ① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した※ ② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている※ ③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している ※「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。		※R3.4~12月までの休業に関する申請期限はR4.3/31まで ※R4.1~3月までの休業に関する申請期限はR4.5/30まで													■支給額(月額) ・新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース(※1):最大4万円(最長3か月) ・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース(※2):最大2.5万円(最長3か月) ※1 求職者が(常用雇用)(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合 ※2 求職者が(常用雇用(短時間労働))<(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
	産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賞金や経費の一部を助成します。	(1) 新型コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主) (2) 当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)	■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的、組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日)の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。 (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 供給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	R3.2/5~												【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賞金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ) 出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ) 出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行なった場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※) 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、ハローワーク等	
人材確保等支援助成金(テレワークコース)	良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主等に助成【支給対象となる経費の範囲】 次の取組の実施に要した費用が支給対象となります。 ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修	【機器等導入助成】 ①テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 ②計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 ③上記①の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 ④評価期間(機器等導入助成)におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下(1)または(2)の基準を満たすこと。 (1)評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 (2)評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が過平均1回以上テレワークを実施すること。 【目標達成助成】 ①離職率に係る目標の達成 (1)テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 (2)評価時離職率が30%以下であること。 ②評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。		R3.4/1~													【機器等導入助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 【目標達成助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の20% <生産性要件を満たす場合35%> ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
広島県	<p>給</p> <p>広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第5期)令和3年9月13日から令和3年9月30日までの要請対象の方(県内全地域)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年9月13日から令和3年9月30日までを令和3年度第5期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金を支給いたします。</p>	<p>■対象者 (1)飲食店の店舗が広島県内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。) (3)飲食店(飲食店営業許可「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可「1類」)で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」、「カラオケ設備の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)」のうち、1つ以上を満たしていること。</p> <p>■支給要件 支給要件は、期間によって異なります。 期間の全日、酒類・カラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。 ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。 ・5時～20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となります。 ※要請前の閉店時間が20時以降で、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、対象となります。(休業した場合でも、時短の金額で計算します。) ※要請前の閉店時間が20時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、休業した場合のみ対象(時短の場合は対象外。)となります。</p>	<p>R3.10/1～R3.11/19</p> <p>終了しました</p>	<p>■支給額</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>【中小企業】</th> <th>【大企業】</th> </tr> <tr> <td>時短</td> <td>3.5～9.5万円/日</td> <td>最大19.5万円/日</td> </tr> <tr> <td>休業</td> <td>4.0～10万円/日</td> <td>最大20万円/日</td> </tr> </table> <p>※要請前の閉店時間が20時以降で、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、休業した場合でも、時短の金額で計算します。 ※要請前の閉店時間が20時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、休業した場合のみ対象(時短は対象外。)となります。 (注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。</p>		【中小企業】	【大企業】	時短	3.5～9.5万円/日	最大19.5万円/日	休業	4.0～10万円/日	最大20万円/日	<p>広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851</p>		
		【中小企業】	【大企業】														
	時短	3.5～9.5万円/日	最大19.5万円/日														
休業	4.0～10万円/日	最大20万円/日															
<p>給</p> <p>広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第6期)令和3年10月1日から令和3年10月14日までの要請対象の方(広島市、東広島市、府中町、海田町内地域)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年10月1日から令和3年10月14日までを令和3年度第6期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第6期)を支給いたします。</p> <p>【対象エリア】 広島市、東広島市、府中町、海田町</p>	<p>1. 広島積極ガード店ゴールド認証店について 【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店ゴールド」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。) (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」及び「21時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が21時以降であること。)」の両方を満たしていること。 ※要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に21時より早く閉店していた飲食店は、対象外です。 【支給要件】 広島積極ガード店ゴールド認証店の支給要件は、次のとおりです。 (1)すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。 (2)5時～21時までの時短営業(酒類の提供11時～20時)を行った場合、時間短縮申請となります。 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。 ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の提供を自粛することが要件です。 (カラオケを主として業としているカラオケボックスなどの店舗は、カラオケ設備の提供が可能です。) (注)1日でも21時を超えて営業を行った場合には、支給できません。 (注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。 (注)微アルコールは、酒類に含まれます。</p> <p>2. 広島積極ガード店ゴールド認証店以外の店舗(その他の店舗)について 【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。) (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」及び「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)」の両方を満たしていること。 ※要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、対象外です。 【支給要件】 その他の店舗の支給要件は、次のとおりです。 (1)すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。 (2)5時～20時までの時短営業(酒類の提供11時～19時30分)を行った場合、時間短縮申請となります。 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。 ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の提供を自粛することが要件です。 (カラオケを主として業としているカラオケボックスなどの店舗は、カラオケ設備の提供が可能です。) (注)1日でも20時を超えて営業を行った場合には、支給できません。 (注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。 (注)微アルコールは、酒類に含まれます。</p>	<p>R3.10/15～R3.12/3</p> <p>終了しました</p>	<p>■支給額</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>【中小企業】</th> <th>【大企業】</th> </tr> <tr> <td>時短</td> <td>2.0～7.0万円/日</td> <td>最大19.5万円/日</td> </tr> <tr> <td>休業</td> <td>2.5～7.5万円/日</td> <td>最大20万円/日</td> </tr> </table> <p>(注)要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に20時(広島積極ガード店ゴールド認証店の場合は21時)より早く閉店していた飲食店は、対象外です。 (注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。</p>		【中小企業】	【大企業】	時短	2.0～7.0万円/日	最大19.5万円/日	休業	2.5～7.5万円/日	最大20万円/日	<p>広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851</p>			
	【中小企業】	【大企業】															
時短	2.0～7.0万円/日	最大19.5万円/日															
休業	2.5～7.5万円/日	最大20万円/日															
<p>給</p> <p>広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第7期)令和4年1月9日から令和4年1月31日までの要請対象の方(広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町内地域)</p> <p>※府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町内地域を令和4年1月14日に追加指定</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和4年1月9日から令和4年1月31日までを令和3年度第7期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第7期)を支給いたします。</p> <p>※【追加指定地域】令和4年1月14日から令和4年1月31日まで</p>	<p>【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド認証店」、かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可「1類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 (4)要請前に「酒類の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)」の1つ以上を満たしていること。 (注)要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していても、令和3年度第7期は対象外です。</p> <p>【支給要件】 支給要件は、次のとおりです。 (1)休業 (2)20時までの時短営業(酒類の提供なし) ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。</p>	<p>R4.2/1～R4.3/18</p> <p>【早期給付の申請受付期間】 R4.1/12～R4.1/28</p>	<p>■支給額</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>【中小企業】</th> <th>【大企業】</th> </tr> <tr> <td>時短・休業</td> <td>3.0～10.0万円/日</td> <td>最大20万円/日</td> </tr> </table> <p>(注)令和3年度第7期の支給額は、休業・時短営業に関わらず同一です。また、広島積極ガード店ゴールド認証店・非認証店に関わらず支給額は同一です。 (注)計算書で使用する売上額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で計算する必要があります。また、イトイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は、除いて計算する必要があります。</p>		【中小企業】	【大企業】	時短・休業	3.0～10.0万円/日	最大20万円/日	<p>広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851</p>						
	【中小企業】	【大企業】															
時短・休業	3.0～10.0万円/日	最大20万円/日															

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先																			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月	3月															
広島県	広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第8期)令和4年2月1日から令和4年2月20日までの要請対象の方(県内全域)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和4年2月1日から令和4年2月20日までを令和3年度第8期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第8期)を支給いたします。	【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド認証店」、かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。) (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可「1類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)」の1つ以上を満たしていること。 (注)要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、令和3年度第8期は対象外です。 【支給要件】 支給要件は、次のとおりです。 (1)休業 (2)20時までの時短営業(酒類の提供なし) ・同一グループの同一テーブルへの入室案内は原則4人以内とすること。														■支給額 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>【中小企業】</th><th>【大企業】</th></tr></thead><tbody><tr><td>時短・休業</td><td>3.0～10.0万円/日</td><td>最大20万円/日</td></tr></tbody></table> (注)令和3年度第8期の支給額は、休業・時短営業に関わらず同一です。また、広島積極ガード店ゴールド認証店・非認証店に関わらず支給額は同一です。 (注)計算書で使用する売上額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で計算する必要があります。また、イトイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は、除いて計算する必要があります。		【中小企業】	【大企業】	時短・休業	3.0～10.0万円/日	最大20万円/日	広島県協力支援金センター TEL:082-248-6851												
		【中小企業】	【大企業】																																	
	時短・休業	3.0～10.0万円/日	最大20万円/日																																	
	広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第9期)令和4年2月21日から令和4年3月6日までの要請対象の方(県内全域)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和4年2月21日から令和4年3月6日までを令和3年度第9期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第9期)を支給いたします。	【対象者】 次のいずれにも該当する店舗が対象です。 (1)飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。 (2)「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド認証店」、かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。) (3)飲食店営業許可(「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可「1類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。 (4)要請前に「酒類の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。)」1つ以上を満たしていること。 (注)要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、令和3年度第9期は対象外です。 【支給要件】 支給要件は、右表のとおりです。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>同一グループ</th><th>非認証店</th></tr></thead><tbody><tr><td>(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>(イ) 20時までの時短営業(酒類の提供なし)</td><td>○</td><td>×</td></tr></tbody></table>		同一グループ	非認証店	(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)	○	○	(イ) 20時までの時短営業(酒類の提供なし)	○	×															■支給額 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>【中小企業】</th><th>【大企業】</th></tr></thead><tbody><tr><td>(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)</td><td>3.0～10.0万円/日</td><td>最大20万円/日</td></tr><tr><td>(イ) 20時までの時短営業(酒類の提供なし)</td><td>2.5～7.5万円/日</td><td>最大10万円/日</td></tr></tbody></table> (注)ゴールド認証店は1日でも、21時までの時短営業や、20時までの酒類の提供を行った場合は、期間の全日を2.5～7.5万円/日で計算します。 (注)計算書で使用する売上額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で計算する必要があります。また、イトイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は、除いて計算する必要があります。		【中小企業】	【大企業】	(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)	3.0～10.0万円/日	最大20万円/日	(イ) 20時までの時短営業(酒類の提供なし)	2.5～7.5万円/日	最大10万円/日
	同一グループ	非認証店																																		
(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)	○	○																																		
(イ) 20時までの時短営業(酒類の提供なし)	○	×																																		
	【中小企業】	【大企業】																																		
(ア) 休業又は20時までの時短営業(酒類の提供なし)	3.0～10.0万円/日	最大20万円/日																																		
(イ) 20時までの時短営業(酒類の提供なし)	2.5～7.5万円/日	最大10万円/日																																		
広島県大規模施設等協力金(第1期)	緊急事態宣言に伴い、広島県では5月16日から5月31日までの全日において「建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設の運営事業者」および「大規模施設に入居するテナント事業者」の皆様に営業時間の短縮および休業を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。	【1,000平方メートルを超える大規模施設の運営事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内において営業している『建築物の床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設』の運営事業者 ・要請期間中のすべての日で要請に応じた運営事業者 可能な限り5月16日から、要請にご協力ください。ただ準備期間が必要な場合もあるため、協力金の支給要件は5月19日から5月31日までの13日間すべての日で要請に応じられた方とし、それ以前の16日・17日・18日から対応された方は、その日数も対応日数に加工します。 ・要請期間中に、飲食業に係る協力金を重複して受給していない運営事業者 【大規模施設に入居するテナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請に応じている大規模施設から、その一部区画を賃借して出店しているテナント事業者 ・当該大規模施設が応じている要請期間に準じて、同様の営業時間の短縮を実施したテナント事業者 ※当該大規模施設が要請に応じていない場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中に、飲食業に係る協力金を重複して受給していないテナント事業者															■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/店舗の床面積×1,000平方メートルごと ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数 【休業の場合】1日当たり支給額×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516																		
広島県大規模施設等協力金(第2期)	緊急事態宣言の延長に伴い、広島県では6月1日(火)6時から6月20日(日)24時までの全日において「建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設事業者」および「大規模施設のテナント事業者」の皆様に営業時間の短縮および休業を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。 ※下の表の要請対象施設((一)参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設)のうち、10,000平方メートルを超える施設については、土日祝日の休業を要請します。(生活必需品売場を含め10,000平方メートルまでの部分を除きます。)	【大規模施設事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内において、県の要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている、床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設を運営する事業者であること ・要請期間中のすべての期間に、要請に応じていること ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金の支給を受けていないこと 【テナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて休業又は営業時間短縮を行った店舗であること ※当該大規模施設が要請に応じていない場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金の支給を受けていないこと															■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/店舗の床面積×1,000平方メートルごと ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数 【休業の場合】1日当たり支給額×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516																		
広島県大規模施設等協力金(第3期)	まん延防止等重点措置の適用に伴い、広島県では8月20日(金)0時から8月12日(日)24時までの全日において「対象区域」に存在する、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設事業者および「大規模施設のテナント事業者」の皆様に営業時間の短縮を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。(生活必需品の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除きます。)	【大規模施設事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内の対象区域において、県の要請に応じて営業時間短縮を行っている、床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設を運営する事業者であること ・要請期間中のすべての期間に、要請に応じていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月21日までは要請に応じること) ・要請期間中に、「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと 【テナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて営業時間短縮を行った店舗であること ※当該大規模施設が要請に応じていない場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中のすべての期間に、要請に応じていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月21日までは要請に応じること) ・要請期間中に、「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと															■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/自己利用分面積1,000平方メートル毎に ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516																		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月
	広島県大規模施設等協力金(第4期)	緊急事態宣言の発令に伴い、広島県では8月27日(金)0時から9月12日(日)24時までの全ての日において、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設事業者」および「大規模施設のテナント事業者」の皆様が営業時間の短縮を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除きます。)	【対象区域】 広島県内全域	【大規模施設事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内の対象区域において、県の要請に応じて営業時間短縮を行っている、床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設を運営する事業者であること ・要請期間中のすべての期間に、要請に応じていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月29日までは要請に応じること) ・要請期間内に、下記の「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと 【テナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて営業時間短縮を行った店舗であること ※当該大規模施設が要請に応じていない場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中のすべての期間に、要請に応じていること(ただし、やむを得ない事情があっても8月29日までは要請に応じること) ・要請期間内に、下記の「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと													■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/自己利用分面積1,000平方メートル毎に ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【休業】1日当たり支給額×対応日数(9月7日追加) 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516	
	広島県大規模施設等協力金(第5期)	緊急事態宣言の延長に伴い、広島県では9月13日(月)0時から9月30日(木)24時までの全ての日において、「建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設事業者」および「大規模施設のテナント事業者」の皆様が営業時間の短縮を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除きます。)		【大規模施設事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・広島県内の対象区域において、県の要請に応じて営業時間短縮を行っている、床面積が1,000平方メートルを超える要請対象施設を運営する事業者であること ・要請期間中のすべての期間に、要請に応じていること ・要請期間内に、下記の「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと 【テナント事業者】 次の要件をすべて満たすこと ・要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて営業時間短縮を行った店舗であること ※当該大規模施設が要請に応じていない場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。 ・要請期間中のすべての期間に、要請に応じていること ・要請期間内に、下記の「重複受給ができない制度」による支援金等の支給を受けていないこと													■1日当たり支給額 ・大規模施設:20万円/自己利用分面積1,000平方メートル毎に ・テナント:2万円/店舗の床面積100平方メートルごと 【休業】1日当たり支給額×対応日数(9月7日追加) 【営業時間の短縮の場合】1日当たり支給額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数	広島県大規模施設等協力金センター事務局 (コールセンター)TEL:082-225-8516	
広島県	頑張る中小事業者月次支援金	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者 ①広島県内に、本店又は主たる事務所(法人)、住所(個人)があること。 ※確定申告書記載の納税地が広島県内であること ②中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業者を含む) ③2022年対象月(1月分)の月間売上が2019年から2021年(申請者が選択する年)同月比30%以上減少していること。 ④対象月において、広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象事業者でないこと ⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと ⑥県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること ⑦今後も事業を継続する意思があること		■支給額 [2019年から2021年のいずれかの対象月の売上]-[2022年の対象月の売上] ■支給上限額 ●中小法人 ・売上減少率90%以上:上限60万円/月 ※ ・売上減少率70%以上90%未満:上限40万円/月 ※ ・売上減少率50%以上70%未満:上限20万円/月 ●個人事業者 ・売上減少率90%以上:上限30万円/月 ※ ・売上減少率70%以上90%未満:上限20万円/月 ※ ・売上減少率50%以上70%未満:上限10万円/月 ・売上減少率30%以上~50%未満:上限8万円/月 ※「飲食店の休業・時短営業の影響により売上が減少した」場合に限る													頑張る中小事業者月次支援金センター TEL:082-248-6853		
	宿泊事業者向け感染拡大防止対策等支援事業補助金	県内の宿泊事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や新しい需要に対応していくための前向き投資に対して支援を行います。 ※なお、当該事業は、(一社)広島県観光連盟が実施主体となっています。	県内の宿泊事業者 ※旅館業法の許可のある施設。ただし、風営法関連は除く。 ※住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条に規定する届出を行って住宅宿泊事業を営む者は対象外)	(1)新型コロナウイルス感染症拡大防止事業 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に対応するため導入する設備等 (2)新たな観光需要を創出するための前向き投資事業 新たな需要に対応するために購入する物品や設備など 【補助対象経費】 令和2年5月14日~令和3年12月28日までに支出した経費														■補助率:3/4(申請日以降に支出する経費) ※ただし、申請日までに支出した経費は1/2 ■補助限度額:上限750万円、下限7.5万円 ※申請件数:1施設につき1件 ■補助対象事業費:上限1000万円、下限10万円	宿泊事業者向け感染拡大防止対策補助金事務局 TEL:082-512-1403
	小売業ECイノベーション実装支援事業(EC-D-EGGS)	ニューノーマルに対応した小売事業モデルの構築にチャレンジする広島県内の小売事業者を募集。最終的に5事業者程度を採択し、事業化経費について、補助率9/10で総額1.8億円を補助。 (※1事業者あたりの補助額が2,000万円以上となる事業を採択します。)	広島県内に本社、又は本店を構える小売事業者	募集テーマに沿って国内及び国外両方にECを活用した革新的な取組を行うこと 【国内】 ECを活用した革新的な取組により、令和3年度から令和5年度のECによる累計売上増加額が、補助金申請額の5倍以上となる事業計画であること 【国外】 令和3年度50商品(SKU)以上、令和3年度から令和5年度(累計)150商品(SKU)以上を越境ECで販売する事業計画であること ※SKU:「Stock Keeping Unit」商品の区分や種類をわけるときの最小管理単位 【貢献】 事業成果が広島県内に波及する事業計画であること														■補助率:9/10 ■補助金額:1社当たり2,000万円以上	小売業ECイノベーション実装支援事業事務局 E-mail:ec-d-eggs@s-inc.asia
	外国人材受入企業等緊急支援事業補助金	広島県では、新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用など、追加的費用を負担している中小企業等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受け入れに係る宿泊費の一部を補助します。	県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等※ ※中小企業等とは中小企業支援法第2条第1項に定める「中小企業者」及び交付要綱に定める事業者をいいます。	■補助対象とする外国人材 在留資格が次のいずれかであること ※高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定技能、技能実習、特定活動のうち一部 ■補助対象経費 水際対策のために県内企業等が負担した外国人材の受け入れに係る宿泊費 ※消費税及び地方消費税は含めません。 ※令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日以降に入国した者(外国人材に係るものに限り、出張に係るものを除きます。) ■補助対象期間 令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日~令和4年2月28日														■補助率:1/2 ■補助上限額:1人当たり45,000円 (1泊当たりの上限額3,000円)	広島県商工労働局 雇用労働政策課 外国人材受入・共生対策担当 TEL:082-513-3410

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
広島県	補 広島積極ガード店ゴールド認証取得における新型コロナウイルス感染症予防対策に関する補助金	県内の飲食店(広島積極ガード店ゴールド認証店舗又は、認証申請店舗)に対して、アクリル板、非接触体温計、サーキュレーターなどの感染予防対策を目的とする設備の購入に必要な経費を補助します。 ※ 令和3年4月1日(木曜日)から令和3年12月28日(火曜日)までの間に購入・設置、支払いが完了したものに限り。 (リース・レンタルは除く。)	飲食店(※)を営む法人又は個人であって、次の全てに該当する者 (1)広島県内に店舗があること。 (2)食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。 ※令和3年6月1日以降に営業許可を取得した店舗については、飲食店営業、喫茶店営業以外の営業許可(菓子製造業など)施設であっても店内飲食を行う店舗については補助対象者となります。 (3)過去に県が実施した『飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金』及び『飲食店におけるパーティション設置促進補助金』を受けていないこと。 (4)助成対象として申請した内容(経費)に関して同年度内に同一品目において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。 (5)代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 (6)業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。 (7)国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。 (8)県の「広島積極ガード店」に登録すること。 (9)県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。 (10)行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。 (11)取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。 (12)県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。	R3.10/1~R3.12.28 終了しました	■補助額:1店舗当たり上限10万円 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 ※店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。 ※申請回数は1店舗につき1回限りです。	広島県飲食店新型コロナウイルス対策補助金事務局 TEL:082-546-2270											
	補 New 広島県新たな挑戦応援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響及び大雨災害により、経営上の影響を受けた中小企業等が新事業展開等に必要設備投資等を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、アフターコロナに向け社会の変化に対応する取組を後押しすることを目的とします。	県内の中小企業者等で、かつ事業を実施する場所が広島県内に所在しており、次のいずれの要件も満たす必要があります。 (1)登記上の本店所在地が広島県内である中小企業者等であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年又は令和元年の対象月の売上高と比較し、令和2年又は令和3年同月の売上高が20%以上減少していること。 (3)令和3年7月又は8月の大雨により被災した損失額等が、保険適用による補填を除き、500万円以上であること。 (4)令和3年7月又は8月の大雨により被災した事業所、及び設備投資等を予定する事業所が県内に所在すること。 (5)補助金交付申請額が3,000千円以上となる新たな設備投資等により、新事業展開に取り組もうとすること。	■補助対象となる新事業展開等の取組 ① 新たな商品(製品)の開発や生産を行うこと。 ② 新しいサービス(役務)の開発や提供を行うこと。 ③ 新しい生産方式の導入や、新しい販売方式の導入を行うこと。 ④ サービス(役務)の新たな提供方式の導入を行うこと。 ⑤ その他、生産性の向上の取組に資すること。 ■対象となる経費 ○機械装置 機械・装置、工具・器具(測定工具・検査工具、デジタル複合機等)の購入、製作に要する経費 ○システム 専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築に要する経費	R4.1/24~R4.3/11	■補助率:補助対象経費の3/4 ■補助額:上限:20,000千円 下限:3,000千円	広島県商工労働局 経営革新課 経営支援グループ TEL:082-513-3371										
	補 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する事業主に対して、助成金を支給します。	【助成金の申請者】 本助成金の支給申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金支給のための要件を満たす労働者を3か月以上継続して雇用する意思があり、かつ、県税の滞納のない者であって、次のいずれかに該当する者となります。 (1) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの (2) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの (3) 広島県が発注した建設工事に助成金の申請日から起算して過去5年以内に下請負人としての実績を有する者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの 【対象労働者】 雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。 (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用(広島県内において、個人事業主として開業している場合も含む。)されていないこと。 (2) 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。 (4) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者(ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。)であり、原則、雇用期間の定めのないこと。 (5) 1週間の所定労働時間が90時間以上であること	R3.2/1~R4.3/31	■助成金額 ・月額(上限):20万円/月 ・総支給額(上限):120万円(20万円/月×3か月×2期) ・助成対象期間:6か月間を上限とし、令和4年9月実績まで	広島県土木建築局 建設産業課 入札制度グループ TEL:082-513-3821											
給 美容所・理容所・公衆浴場に対する新型コロナウイルス感染防止対策支援金	美容所、理容所、公衆浴場における新型コロナウイルス感染を防止し県民の皆様が安心して利用してもらえるようにするため、県内の関係事業者に対し、感染予防対策に係る物品の購入を支援します。	支援対象となるのは、次の(1)(2)の要件を満たす広島県内の事業所のうち、新型コロナウイルス感染症の国内発生日(令和2年2月)から今日(令和4年2月)までの間に感染予防に必要な物品を購入し、店内で使用しているものに限ります。 また、本県の「頑張る中小事業者月次支援金」を受給されている事業所であっても申請できます。 (1)美・理容師法又は公衆浴場法に基づく確認(又は許可)を受けている。 (2) 広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」である。	次の(1)から(4)のいずれかに該当し、新型コロナウイルス感染症の発生(令和2年2月)から現在(令和4年2月)までの間に購入して店舗で使用しているものをいいます。 (1)飛沫感染予防対策 アクリル板、ビニールカーテン など (2)接触感染予防対策 非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、足踏み式消毒液スタンド など (3)換気による感染予防対策 換気扇、サーキュレーター、加湿器、空気清浄機、二酸化炭素計 など (4)その他の消耗品 マスク(従業員用、お客用)、フェイスシールド、石けん、消毒薬(エタノール、次亜塩素酸ナトリウム液など) など	R4.2/1~R4.2/28 終了しました	■支援額:1事業所当たり 1万円	広島県 健康福祉局 食品生活衛生課 生活衛生グループ内 支援金相談窓口 TEL:070-3257-5289 080-7454-4960 080-7448-1771											

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月	3月									
呉市	事業者向け補助金等申請サポート事業	新型コロナウイルス感染症の対策に伴う国、広島県及び呉市の補助金等により、その支給に必要な申請書類の作成等を行政書士又は社会保険労務士へ委託した費用(委託費に限る)の一部を補助します。	(1)事業者の場合:呉市内に事業所を有している中小企業・小規模事業者 (2)労働者の場合:中小企業・小規模事業者が雇用する労働者で市内に住所を有している者(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請する者に限る。)	行政書士又は社会保険労務士への委託費 ※消費税及び地方消費税の額を除きます。 ※本助成制度と同様の他の助成制度や保険を利用した場合には、その額を除いた金額が対象経費となります。													<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>行政書士</th> <th>社会保険労務士</th> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>登記以外の届、広島県及び呉市の補助金等の申請</td> <td>雇用調整助成金又は休業手当、給付金の申請</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>5/10</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td>5万円</td> <td>10万円</td> </tr> </table>	名称	行政書士	社会保険労務士	対象事業	登記以外の届、広島県及び呉市の補助金等の申請	雇用調整助成金又は休業手当、給付金の申請	補助率	5/10	10/10	補助限度額	5万円	10万円	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310+G6:X11
	名称	行政書士	社会保険労務士																											
	対象事業	登記以外の届、広島県及び呉市の補助金等の申請	雇用調整助成金又は休業手当、給付金の申請																											
	補助率	5/10	10/10																											
	補助限度額	5万円	10万円																											
	消毒事業の補助金	新型コロナウイルスにより、事業所等を消毒する必要が生じた事業者に、費用(委託費に限り、消費税及び地方消費税を除く。)の一部を助成	○新型コロナウイルスの感染者が訪問等をしたことにより、その事業所等を消毒する必要が生じた市内の中小企業・小規模事業者 ○感染者が訪問等した日から概ね1週間以内に事業所等を消毒した者 ○市税を滞納していない事業者 ○暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	新型コロナウイルスの消毒に要する消毒事業に携わる事業者への委託費															<ul style="list-style-type: none"> ■補助率:1/2 ■補助限度額:50万円 	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310										
生産性革命推進事業に対する助成	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「生産性革命推進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援	・令和2年度中に国の生産性革命推進事業において交付額の確定を受けた事業者で、市内に本社、本店、又は主たる事業所を有する者 ・補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担	(1)ものづくり補助金 中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 (2)持続化補助金 小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 (3)IT導入補助金 業務の効率化などの付加価値向上に繋がるITツール導入を支援															<ul style="list-style-type: none"> (1)R2.5/22~ (2)R2.5/15~ (3)R2.5/11~ 	「コロナ特別対応型」及び「特別枠」で採択された事業については、事業者負担が1/10となるように助成金を交付(上乘せ)	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310										
呉市JAPANブランド育成支援等事業支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「JAPANブランド育成支援等事業」を実施する中小企業・小規模事業者を応援します。	国のJAPANブランド育成支援等事業の認定を受けた市内の事業者等	対象経費: JAPANブランド育成支援等事業の対象となった経費の事業者負担分(全体事業費の1/3)															<ul style="list-style-type: none"> ■補助率・上限額: (1)事業者支援型 ・補助率:7/10 ・上限額:1,750千円 (2)支援事業型 ・補助率:7/10 ・上限額:7,000千円 ※事業者負担が1/10となるように補助金を交付(上乘せ) 	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3167											
農漁業者経営継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国の「経営継続補助金」を活用する際、事業者の負担が1割になるよう助成する呉市独自の支援を行います。	次のすべてに該当する人 ・令和2年度中に国の経営継続補助事業(経営継続補助金)において交付額の確定を受けた市内に本社、本店、または主たる事業所を有する農漁業者(個人または法人) ・市税の滞納がない者 ・暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	補助対象事業費の「経営の継続に関する取組」として認められた経費のうち、事業者負担分が10分の1となるように助成金を交付(上乘せ)します。															<ul style="list-style-type: none"> ■補助率:国 3/4 ・市 3/20 ・事業者 1/10 ■補助上限額:20万円 (注)共同申請の場合の補助上限額は200万円(20万円×10事業者) 	呉市 産業部農林水産課(農業振興グループ・水産振興室) TEL:0823-25-3318、0823-25-3319											
呉市頑張る中小事業者応援給付金	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等による影響により、売上が減少した中小事業者に給付金を交付し、事業継続を下支えします。	以下の①~⑩のすべてを満たす事業者が対象です。 ①中小企業者であること。(ただし、みなし大企業は除く) ②令和3年1月1日以前から事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。(既に廃業したり、廃業予定の方は対象外です。) ③本社(個人の場合は住所地)及び主たる事業所が、どちらも呉市内にあること。 ④令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して、30%以上減少していること。(令和2年1月1日以前に開業した場合) ※ 令和2年1月2日以降に開業し、前年比較ができない場合でも、特例措置があります。 <右欄に続く>	<左欄からの続き> ⑤次の(1)~(7)のいずれかの事業(給付対象事業)を行い、新型コロナウイルス感染症の流行以前の直近1年間で、給付対象業者について30万円以上の売上があること。 (1)屋台 (2)宿泊業 (3)交通事業 (4)旅行業 (5)レンタカー (6)観光施設関連事業 (7)イベント事業 ⑥広島県の、「新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業」、「頑張る飲食店支援金」または「頑張る飲食店納入事業者応援金」の給付対象事業者でないこと。 ⑦新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施していること。 ※ 店舗・事務所等のある事業者は、広島県より「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言書」の宣言書の発行を受け、店舗・事務所等に掲示していること。店舗のない事業者(交通事業者など)は、代わりに宣言書(様式3号)を提出すること。 ⑧市税を滞納していないこと。 ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に掲げる営業店舗でないこと。 ⑩暴力団等と関係をしていないこと。															<ul style="list-style-type: none"> ■給付額:30万円(1事業者・1回限り) 	呉市頑張る給付金センター TEL:0120-039-904											
竹原市	竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者・個人事業主が、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請に当たり、社会保険労務士に依頼した場合の費用に対して、補助金を交付。	中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者その他これに類する法人等(広島県雇用調整助成金等活用促進事業の対象となる法人等という。)であって、市内に本社・本店又は主たる事業所が所在している者。	(1)広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 (2)雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3)雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4)その他市長が必要と認めた経費														<ul style="list-style-type: none"> ■補助率:10/10 ■補助金額:10万円上限 	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL:0846-22-7745											
	竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金	竹原市では、新型コロナウイルス感染症の影響で、観光客が減少したことにより、事業収入が減少している竹原市内の観光関連事業者等に対して、事業の継続を支えるために、予算の範囲内で給付金を給付します。	次の(1)~(4)の条件をすべて満たす者又は(5)に該当する者が対象となります。 (1)令和2年11月30日時点において、竹原市内に店舗・事業所・事務所など(以下「店舗等」という。)を運営する者のうち、中小企業基本法第2条第1項に規定する法人又は個人事業主等であり、今後も事業継続の意思がある者。ただし、令和元年の売上(事業収入)の合計が、360万円以上である者に限る。 (2)令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月で、市内の店舗等における売上(事業収入)が前年同月比で30%以上減少した者 (3)広島県が実施する「頑張る飲食店応援金」又は「頑張る飲食店納入事業者応援金」の対象事業者でない者	<左欄からの続き> (4)次のいずれかに該当する者 ア 館業法第3条第1項の許可を受けて、旅館業を営む者 イ 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者 ウ 道路運送法第4条第1項の許可を受けた、旅客自動車運送事業者のうち、一般旅客自動車運送事業を営む者 エ 海上運送法第3条又は第21条の許可を受けて、若しくは第20条第2項の届出をして、船舶運航事業を営む者 オ 旅行業法第3条の登録を受けて、旅行業又は旅行者代理業を営む者 カ 食品衛生法第52条の許可を受けて、同法第51条に規定する政令で定める営業を営む者 キ 酒税法第9条の免許を受けて、酒類販売業を営む者 (5)令和元年1月以降に市内に店舗等を設置した者、専ら観光土産品の製造・小売を行う者等、市長が事業の趣旨に基づき特別な事情がある者として認める者															<ul style="list-style-type: none"> ■給付金額:一律30万円(ただし、給付は1事業者1回限り) 	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL:0846-22-7745										
	竹原市家賃等支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた竹原市内の飲食店及び観光関連事業者等に対し、家賃等の支援を行い、経済的負担を軽減することにより、事業の継続を支えるため、予算の範囲内で給付金を給付する。	(一)広島県生活衛生同業組合連合会が実施する「頑張る飲食店応援金」又は「頑張る飲食店納入事業者応援金」若しくは「竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金」のいずれかの給付を受けた者																	<ul style="list-style-type: none"> ■給付金額:1か月分賃借料の1/2×3か月相当分(千円未満切り捨て)(1事業者あたり5万円/月(最大15万円)とする) 	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL:0846-22-7745									

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先				
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月	3月	
竹原市	補 竹原市中小企業者等支援金	緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内の中小法人・個人事業主の皆さまに、市独自の支援金を給付します。	竹原市内にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する法人(資本金の額もしくは出資の総額が10億円未満または常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人に限ります。)または個人事業主のうち、次のいずれかに該当する者が対象となります。 (1) 広島県の感染症拡大防止協力支援金(第1期から第4期のいずれか)の給付を受けている者。 (2) 広島県の大規模施設等協力金(第1期から第4期のいずれか)の給付を受けている者。 (3) 国の月次支援金(5月分から9月分のいずれか)の給付を受けている者。 (4) 広島県の頑張る中小事業者月次支援金(5月分から9月分のいずれか)の給付を受けている者。 (5) 令和3年5月から令和3年9月までのいずれかの月(以下「対象月」という。)の月間売上が、令和2年または令和元年の同月(以下「基準月」という。)の月間売上に比べて20%以上減少している者。ただし、基準月の属する事業年度の売上の合計が120万円以上である者。 (6) 令和2年10月以降に創業した者等で、市長が本事業の趣旨に基づき対象とする者。	次の全ての事項について誓約いただくことが給付の要件となります。 (1) 竹原市暴力団排除条例に定める暴力団または暴力団員に該当せず、社会的に非難されるべき関係も有していないこと。 (2) 給付対象者の要件を満たし、次の不給付要件に該当する者でないこと。 ア 法人税法別表第一に規定する公共法人 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ウ 政治団体 エ 宗教上の組織または団体 (3) 今後も事業を継続する意思があること。 (4) 申請内容に虚偽はなく、不正受給が判明した場合には、支援金を返還すること。														●→ R3.9/13~R3.12/28	■給付金額:1事業者10万円 (事業に関し、家賃負担がある場合は15万円)	竹原市 産業振興課商工観光振興係 TEL:0848-22-7745		
	補 雇用調整助成金等活用促進事業	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合の、最大10万円を補助します。	・三原市内に本社・本店又は主たる事業所(注1)がある中小企業・個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金について、広島労働局長の支給決定を受けている方 ・市税の滞納がない方	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費 ※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため、支払い済みの経費も対象となります。															●→ R2.6/5~R3.2/28→R3.3/31→R3.8/31→R3.12/31→R4.2/28	■10万円を上限に対象経費の全額を補助(申請は1回限り)	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6013	
	補 三原市小規模事業者持続化補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、商工会議所または臨空商工会の助言を受けて作成した経営計画に基づき、販路開拓に取り組む費用の一部を補助。	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人で、次のいずれにも該当するもの ・国の小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の交付決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	■対象経費:国の交付を受けた小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の補助対象経費(機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費等)																●→ R2.10/23~R3.3/31→R4.3/31	■補助率:1/12(県と同率) ■補助金額:上限5万円 (共同申請の場合は、上限50万円) ■補助対象事業期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日→令和4年3月31日	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072 三原商工会議所(三原地区) TEL:0848-62-6155 三原臨空商工会(本郷・久井・大和地区) TEL:0848-86-2238
	補 中小企業者採用活動支援事業費補助金交付事業	市内の中小企業者がWebを活用した面接や説明会を実施する経費の一部を補助。	次のいずれにも該当するもの ・市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者 ・市税の滞納がない者	■対象経費:Web面接・説明会を行うためのWebサービス利用料、ソフトウェア利用料 ・Webカメラ・スピーカー・マイクの購入及びリースに関する費用 ・Web合同説明会への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等に係る委託料やソフト利用料 ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート費用																●→ R2.10/15~R3.3/31	■補助率:10/10 ■補助金額:上限10万円 ■補助対象事業期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日	三原市 経済部商工振興課企業誘致係 TEL:0848-67-6013
	補 商店街魅力向上支援事業費補助金交付事業	市内の商工団体や商店街組織等が、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むつ、顧客増進や魅力向上のために行うイベント実施、情報発信、環境整備等に要する経費に対して補助金を交付。	・三原商工会連合会を構成する商工会組織 ・三原商工会議所もしくは三原臨空商工会の会員で構成する団体組織	■対象経費 ・イベント開催事業費(委託料、広告宣伝費、会場使用料等) ・情報発信事業費(ホームページ、SNS情報発信ツール、マップ作成等) ・環境整備事業費(備品購入費等)																●→ R2.10/15~R3.3/31	■補助率:10/10 ■補助金額:上限1件につき100万円 ■補助対象事業期間:令和2年10月1日~令和3年3月31日 ※令和2年10月1日以降に事業を開始し、令和3年3月31日までに事業を完了させる必要があります。	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072
	三原市	給 頑張る中小事業者応援給付金	広島県の新型コロナウイルス感染拡大集中対策等による市外・県外への外出・移動の自粛により、売上減少の影響を受けた事業者に応援給付金を支給します。	県内に本店・本社を有し、三原市内に事業所を有する中小事業者で次のすべてに該当する者 ・宿泊事業者(旅館業法に基づく旅館・ホテル営業、簡易宿泊営業を行う者) ・交通事業者(一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業) ・観光事業者(観光土産品を店舗で販売している者等) ・印刷事業者(印刷業、製本業、印刷関連サービス業) ・衣料品販売事業者(呉服・服地・寝具小売業、靴・履物小売業、身の回り小売業) ・化粧品販売事業者(化粧品小売業) ・花小売業者(花・植木小売業に該当する事業(※切花小売業者に限る)) ・宝飾品販売業者(ジュエリー製品小売業に該当する事業) ・生活関連サービス等事業者(貸衣しよう業、写真業、旅行業、冠婚葬祭業、運転代行業、理容師法に定める理容所、美容師法に定める美容所) ・その他の洗濯・理容・美容・浴場業のうちエステティック業又はネイルサービス業 ・クリーニング業法に定めるクリーニング業 ・イベント事業者(不特定多数の集客を見込むイベントの企画又は実施に携わる事業として市長が特に認める事業)	(対象業種) ・宿泊事業者(旅館業法に基づく旅館・ホテル営業、簡易宿泊営業を行う者) ・交通事業者(一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業) ・観光事業者(観光土産品を店舗で販売している者等) ・印刷事業者(印刷業、製本業、印刷関連サービス業) ・衣料品販売事業者(呉服・服地・寝具小売業、靴・履物小売業、身の回り小売業) ・化粧品販売事業者(化粧品小売業) ・花小売業者(花・植木小売業に該当する事業(※切花小売業者に限る)) ・宝飾品販売業者(ジュエリー製品小売業に該当する事業) ・生活関連サービス等事業者(貸衣しよう業、写真業、旅行業、冠婚葬祭業、運転代行業、理容師法に定める理容所、美容師法に定める美容所) ・その他の洗濯・理容・美容・浴場業のうちエステティック業又はネイルサービス業 ・クリーニング業法に定めるクリーニング業 ・イベント事業者(不特定多数の集客を見込むイベントの企画又は実施に携わる事業として市長が特に認める事業)														●→ R3.4/5~R3.5/31→R3.7/16	■交付額:1事業者30万円	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072 三原商工会議所(三原地区) TEL:0848-62-6155 三原臨空商工会(本郷・久井・大和地区) TEL:0848-86-2238	
給 飲食店臨時支援金支給事業		新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、三原市が発出した「警戒宣言」及び「会合等の自粛」また、広島県が発出した「新型コロナ感染拡大防止集中対策」等により、市民の外出が自粛されたことで特に売上減少等の影響を受けた飲食店に対して、臨時に支援金を支給します。	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人(※宅配専門店・テイクアウト専門店等を除く)で、次のいずれにも該当する者 ■広島県の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店を宣言していること ■中小企業基本法に規定する中小企業者であること ■令和3年1月1日までに事業を開始していること ■以下のいずれかの営業許可を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可(1類または3類) ・食品衛生法に基づく喫茶店営業許可(1類) ■広島県の「頑張る飲食店応援金」を受給しているか、受給していない場合は、以下に該当すること ・令和3年4月もしくは令和3年5月の間のいずれかの月の売上が対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少している ※新規創業者(創業1年未満)の方については、専用サイトでご確認ください。 ■今度も事業を継続する意思があること ■市税の滞納がないこと ■三原市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しないこと																●→ R3.5/31~R3.7/16	■交付額:1事業者20万円	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月	3月
三原市	給 更新 三原市中小事業者月次支援金支給事業	緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び広島県の集中対策実施に伴う外出自粛等の影響により、売上が30%以上減少した市内中小事業者に対して、三原市中小事業者月次支援金を支給します。	■対象者 市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店若しくは主たる事務所及び事業所を有する法人で、次のいずれにも該当するもの (1)売上が前年同月比(又は前々年同月比)で30%以上減少しており、県の「頑張る中小事業者月次支援金(5月分～9月分)」を受給していること (2)県の「感染症拡大防止協力支援金(第1期～第4期)」及び「大規模施設等協力金(第1期～4期)」の対象事業者に該当しないこと (3)申請日までに県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言しており、感染予防対策に取り組んでいること (4)今後も事業を継続する意思があること (5)市税の滞納がない者 (6)三原市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者															■支給額:1事業者あたり5万円/月 ※県の「頑張る中小事業者月次支援金」5月分～9月分のうち、給付決定を受けている月が対象となります。	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072		
尾道市	補 事業者向け補助金等申請サポート事業	国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)社会保険労務士 対象事業:雇用調整助成金の申請 (2)行政書士 対象事業:国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の申請														(1)社会保険労務士 ・補助額:上限10万円(補助率:10/10) ・補助回数:1事業者につき1回限り (2)行政書士 ・補助額:上限2.5万円(補助率1/2) ・補助回数:1事業者につき1回限り	尾道市 産業部商工課商政係 TEL:0848-38-9183		
	補 尾道市感染防止対策支援事業補助金	新型コロナウイルス感染防止のために、市内の施工業者に依頼して店舗等の施設整備を実施する事業者へ、改修費用の一部を補助し、事業継続を支援します。	次の要件をすべて満たすもの ・尾道市内に主たる事業所を持つ中小企業者 ・尾道市経営環境改善支援事業補助金の交付を受けていない者 ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の発行を受け、宣言書を店舗内等に掲示している者(飲食店の場合、「積極ガード店」のステッカー掲示でも可) ・同じ取組の内容で、国・地方公共団体等の補助金等の給付を受けていない者 ・尾道市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)第2条第1号または第3号に規定する暴力団員等でない者 ・市税の滞納がない者	【補助対象経費】 新型コロナウイルス感染防止のために行われる、次の外注工事にかかる経費を対象とします。ただし、経費にかかる消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きます。 ※原則、施設改修の施工業者が尾道市内の事業者であること。 ・換気扇、換気用窓、網戸の新設工事(取替は対象外) ・非接触式の自動ドアへの改修工事(接触して開くものは対象外) ・24時間換気システムの設置工事(換気機能付きエアコンは対象外) ・客室用の非接触型手洗場の新設工事 ・非接触自動水栓への取替工事 ・自動水石けん供給給の設置工事 ・人感センサー照明の取替工事 ・ビス等で固定する遮蔽用パーテーション取付工事 ・カウンター、固定式座席、固定式テーブルのレイアウト変更工事 【対象事業期間】 令和2年12月1日(火)～令和3年7月31日(土) 令和3年12月31日(金)までに完了する改修工事														■補助率:対象経費の2/3(千円未満切捨て) ■補助上限額:50万円(下限額:10万円) ※補助対象経費(税抜)15万円以上がとなります。 ※1事業者につき補助は1回限りです。	尾道市 産業部商工課商政係 TEL:0848-38-9183		
	補 生産性向上促進補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上げが減少しているにもかかわらず、積極的に先端設備を導入する市内の中小企業者に対し、その導入経費を補助することで、生産性の向上を応援します。	市内に事業所を有する、資本金の額または出資の総額が1億円以下の中小企業者	次の要件をすべて満たす必要があります。 (1)令和3年4月1日以降に、尾道市から先端設備等導入計画の認定を受けていること (2)新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年1月から同年12月までの任意の1ヶ月の売上げが、前年同月比20%以上減少していること (3)先端設備を導入する市内の事業所に、1名以上の従業員等が常駐すること (4)国や県など、他の団体から同様の補助金等を受けていないこと (5)令和4年3月31日までに先端設備を導入すること (6)市税の滞納がないこと (7)補助金交付決定の前に先端設備を導入していないこと															■補助率:先端設備の購入費用の1/2 ■補助限度額:100万円(千円未満の端数は切り捨て)	尾道市 産業部商工課商工振興係 TEL:0848-38-9182	
給 事業継続特別支援金	尾道市では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置及び広島県の集中対策実施に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内中小事業者を支援するため、国または広島県が実施する「月次支援金」では補いきれない減少分に対して、市独自の支援金を支給します。	次の要件をすべて満たすもの (1)尾道市内に本社または本店があり、事業収入を得ている中小企業者(個人事業主は尾道市内に住所があること)。 (2)広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の給付対象者であること (3)今後も事業を継続する意思があること。 ※事業期間が短く、2019年または2020年同月と比較できない場合などの取り扱いについては、広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の対象要件に準じます。																■支給額 ・中小企業者:上限20万円/月まで ・個人事業主:上限10万円/月まで ※申請は、1事業者につき1回限りです。追加申請はできません。	尾道市 産業部商工振興係 TEL:0848-38-9182		
福山市	補 福山市雇用調整助成金申請サポート補助金	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	福山市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費														■補助率:10/10 ■補助限度額:10万円	福山市 経済環境局産業振興課雇用労働担当 TEL:084-928-1040		
	補 福山市テレワーク利用推進事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に、市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業	福山市内の事業所等にお勤めの方	福山市では、市内企業にお勤めの方が、宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。 補助の申請は企業(事業所)から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。														■補助額:1回あたり3,000円	福山市 経済環境局経済総務課 TEL:084-928-1215		
	給 福山市観光関連事業者応援金(観光関連事業者)	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した観光関連事業者を支援するための応援金を交付するものです。	①中小企業者又は個人事業主(みなし大企業除く) ②福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っていること ③次のいずれかの事業を行っていること <右欄に続く>	<左欄から続く> ③次のいずれか事業を行っている者 (1)旅館業(2)住宅宿泊事業(3)旅行業 (4)貸切バス事業(5)タクシー事業 (6)イベント関連事業 (7)その他観光関連事業 ④2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること															■交付金:1事業者当たり30万円	福山市 経済環境局文化観光振興部観光課 TEL:084-928-1042	
	補 福山市観光関連事業者等応援金(文化芸術関連事業者)	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した文化芸術関連事業者に対して支援を行います。	①中小企業者又は個人事業主(みなし大企業は除く) ②福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っている者 ③次のいずれかの事業を行っている者 (1)文化芸術活動事業 (2)文化芸術教室事業 ④2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること																	■交付額:1事業者当たり30万円	福山市 経済環境局文化観光振興部文化振興課 TEL:084-928-1117
補 福山市観光関連事業者等応援金(スポーツ関連事業者)	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少したスポーツ関連事業者に対して支援を行います。	①中小企業者又は個人事業主(みなし大企業は除く) ②福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っている者 ③次のいずれかの事業を行っている者 (1)スポーツ施設運営事業 (2)スポーツ教室等事業 ④2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること																		■交付額:1事業者当たり30万円	福山市 市民局まちづくり推進部スポーツ振興課 TEL:084-928-1106

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→) R4年												給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月
府中市	補 府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額部分について助成金を支給します。また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	(1)国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 (3)市内に主たる事業所を有する者であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。	(1)休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額部分について助成金支給。 (2)社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金支給(※中小企業・小規模企業者のみ)。														(1)ア 中小企業・小規模企業者:上限50万円 イ 大企業:上限100万円 (2)上限10万円	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190	
	補 府中市テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金	令和2年4月1日以降にテイクアウト又はデリバリー事業に新たに参入する事業者に対して参入に係る経費の一部について助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等	1 ひろしま産業振興機構が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付事業の助成金交付決定を受けた者 2 テイクアウト又はデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、又は受ける予定があり、かつテイクアウト又はデリバリー事業に令和2年4月1日以降に参入する者 ※次のア・イいずれかに該当する取組を新たに開始する者。 ア) 飲食店営業1類の許可を持つ者が、そうざい等の店頭販売を新たに開始する場合又は、飲食店営業3類の許可を取得し、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合。 イ) 飲食店営業3類の許可を持つ者が、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合	→												対象経費の2分の1以内で、上限20万円(税抜き)。	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190		
	補 府中市新型コロナウイルス感染防止対策補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも防止対策として設備導入を行っている事業者に対して、経費の一部を補助します。	(1)日本標準産業分類の大部分A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者であること。 (2)市内に事業所を有する者であること。 (3)市税等の滞納のないこと。	補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための府中市内の事業所の設備の導入や備品購入、改装等にかかる経費としています。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。 (補助対象経費) 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに購入し、設置した感染防止対策設備	→														■補助率:3/4 ■補助金額:上限20万円 (上限額に達するまで複数回申請可能)	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190 府中商工会議所 TEL:0847-45-8200 上下町商工会 TEL:0847-62-3504
	補 府中市頑張る中小事業者応援金	県が昨年12月から今年2月に実施した新型コロナ感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した市内の中小事業者の事業継続を応援します。	県の外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した市内の中小事業者(個人事業主も含まれます)	次のすべての要件に該当する事業者が対象となります。 (1)広島県内に本店があること。 (2)府中市内に事業所があり、営業していること。 (3)中小企業者であること(個人事業主も対象です)。 (4)令和2年12月から令和3年2月までの間のいずれかの月の売上が対前年同月比で30%以上減少していること(新規創業者の特例あり)。 (5)県の新型コロナ感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること。 (6)県が実施した「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業(R2.12~R3.2に広島市の飲食店を対象に実施)」「頑張る飲食事業者応援事業」「頑張る飲食店納入事業者応援事業」による補助金及び他市町が県の「頑張る中小事業者応援事業補助金」に基づき実施する補助金を受給していないこと。 (7)県が実施する「広島積極ガード店」または「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録があること。 (8)令和元(平成31)年の売上の合計が240万円以上あること(新規創業者の特例あり)。 (9)令和3年2月1日までに事業を開始していること。 (10)市税等の滞納がないこと。 (11)今後も事業を継続する意思があること	→														■支給金:1事業者あたり30万円	府中市 経済観光部商工労働課 TEL:0847-43-7190 府中商工会議所 TEL:0847-45-8200 上下町商工会 TEL:0847-62-3504
三次市	補 三次市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持を図るための休業手当に要した費用として、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に対して補助金を交付します。	(1)三次市内に本店または主たる事業所を有している事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金等の申請に必要な書類を社会保険労務士に委託した事業者 (3)雇用調整助成金等の支給決定を受けている事業者	雇用調整助成金の申請などに関連して、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次にあげる経費を補助します。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く) 1. 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 2. 雇用調整助成金等の代行申請に要する経費 など	→													1事業者 上限20万円 ※申請は1回限り ※補助率:補助対象経費の10万円までは10/10、10万円を超えた額は1/2 ※補助金は千円未満切り捨てます。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働係 TEL:0824-62-6171	
	給 三次市飲食事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会食自粛や忘・新年会のキャンセルが相次ぐ等、特に事業経営に影響を受けている飲食店事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するために給付金を支給します。	右記のすべてを満たす事業者	(1)前年の事業収入(売上)が120万円以上あり、令和2年11月から令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較し30%以上減少している市内の飲食事業者(法人または個人事業主) (2)市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主 (3)食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること (4)広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店 (5)広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者 (6)令和元年(法人は前事業年度)確定申告又は住民税申告をしている事業者	→													・上30%以上40%未満減少:10万円 ・売上40%以上50%未満減少:15万円 ・売上50%以上減少:20万円 ※複数の店舗を展開する事業者等にあつては、店舗ごとに交付対象とする	三次市 産業振興部商工観光課商工労働係 TEL:0824-62-6171	
	給 三次市中小企業者応援給付金	広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した三次市内の中小企業者を応援します。	次のすべてを満たす事業者 1. 三次市内に本店を有する法人又は市内に住民登録があり広島県内に主たる事業所を有する個人事業主 2. 中小企業基本法で定義する中小企業(個人事業主を含む) 3. 前年の事業収入(売上)が120万円以上であること 4. 令和2年12月~令和3年2月のいずれかひと月の売上げが前年同月の売上げと比較して30%以上減少していること 5. 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること 6. 直近の確定申告又は住民税申告をしている事業者 <右欄に続く>	<左欄から続く> 7. 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと 8. 事業が法令に違反し、公序良俗に反する事業者 9. 今後も事業を継続する意思がある事業者 10. 国、県、市町等から同一事業に対する助成を受けていないこと 11. 以下の助成を受けていないこと ・広島県頑張る飲食店応援金、広島県感染拡大防止支援金、三次市飲食事業者支援給付金、三次市交通事業者支援給付金、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る産業振興施設支援助成金、三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る指定管理施設助成金 【対象業種】 宿泊業、旅行業、冠婚葬祭業、理容・美容業、衣類等小売業、イベント行、運転代行業 など	→														■支給額:1事業者30万円	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL:0824-62-6171

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年			募集期間(→)					R4年			給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月
三次市	補 三次市中小企業経営多角化・環境整備等支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者に対して、経営の展開及び多角化、または新型コロナウイルス感染症防止のための事業所の環境整備等を目的とした設備等の新設もしくは改修に要する経費を一部補助します。	納期限の到来した市税・料を完納しており、市内に本店又は住所を有する、以下のいずれにも該当する方 ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者 ・令和2年12月31日までに開業していること ・年間の事業収入が120万円以上あること ・補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の国又は県の補助金の交付を受けていないこと ・原則、1年以上継続して事業を実施する者 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係でないこと	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により行う経営の展開及び多角化に資する事業又は新型コロナウイルス感染症防止のために市内の事業所の環境整備等を目的とした設備等の新設もしくは改修で、原則として市内に本店又は本社がある事業者に発注する事業で対象経費が10万円以上であること 【補助対象経費】 ・施設整備費: 施工管理費、改修・改装工事、通信環境整備費、設計費 ・管理運営費: 備品等の購入 ・広告費: チラシ・ホームページの作成、新聞・雑誌等への掲載料、新聞折込料 ・事業費: インターネット登録料、講習会の受講料・テキスト代 ※補助対象経費に係る消費税および地方消費税相当額を除く。 ※既に存する設備等の撤去費用を除く。 ※消耗品を除く。 【補助対象期間】令和3年4月1日～令和4年2月28日													■支給額: 1補助対象者あたり50万円 ※備品等の購入にかかる部分の補助金の上限額は15万円とする。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL: 0824-62-6171	
	補 中小企業者経営持続支援専門家派遣事業	新型コロナウイルス感染症対応として、新たな経営展開や多角化の推進、経営の見直し、事業計画書や経営ビジョン策定など経営を支援するために、広島県中小企業診断協会から専門家派遣します。	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者	■派遣期間 派遣決定後から令和4年3月31日(木曜日)まで ※派遣回数、日程等は広島県中小企業診断協会にご相談いただくようになります。 ■専門家派遣の流れ ・申請書および別紙診断予備調査書を申請期限までに商工観光課商工労働・企業誘致係へ提出してください。 ・市から広島県中小企業診断協会へ派遣を依頼後、広島県中小企業診断協会から申請者へ連絡があります。診断内容や日程等をご相談いただいた後、診断士が派遣されます。(申請状況によっては申請から派遣までお時間をいただくことがあります。) ・派遣終了後、市から広島県中小企業診断協会へ費用を支払います。														■支給額: 専門家派遣にかかる費用10/10(上限30万円) ※費用は市から協会に支払います。30万円を超える部分については事業者の負担になります。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL: 0824-62-6171
	給 更新 三次市中小事業者月次支援金	緊急事態宣言の延長等に伴い、まん延防止等重点措置の影響を受け、令和3年5月から9月令和4年1月、2月のまでの各月における売上げが20%以上30%未満減少した中小法人・個人事業者を支援します。 【追加】令和4年※1月、2月も対象月に追加しました。	■対象業種 三次市内に本店を有する中小法人・個人事業者 ※対象要件を満たす全業種が対象となります ■対象者 次のすべてを満たす事業者 (1)三次市内に本店を有する法人又は市内に住民登録があり三次市内に主たる事業所を有する個人事業主 (2)令和3年5月～令和3年9月までの各月において、月間の売上額が令和2年または令和元年の同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること (3)直近の確定申告又は住民税申告をしている事業者 (4)令和3年3月31日までに開業している事業者 (5)代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと (6)事業が法令に違反し、公序良俗に反する事業者でないこと (7)今後も事業を継続する意思がある事業者 (8)以下の助成を受けていないこと ・広島県感染症拡大防止協力金 ※広島県感染症拡大防止協力金を受給された方は、今回の支援金の対象外となりますが、協力金の第3期分について、三次市は対象エリア外であったため「7月分のみ対象」となります。 ・広島県頑張る中小事業者月次支援金の支給対象となっている月は申請できません。 【追加】令和4年1月、2月の売上額が平成31年から令和3年のいずれか同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること															■給付額 【5～10月分】 —令和2年または令和元年の対象月の売上額—令和3年の対象月の売上額 【1月～2月分】 平成31年から令和3年までの各年における1月いずれかの売上げ額—令和4年1月の対象月売上額 ・中小法人等: 上限10万円/月 ・個人事業者: 上限5万円/月 ※複数の事業所を運営している場合でも1事業者分となります。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL: 0824-62-6171
庄原市	補 庄原市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を余儀なくされる中でも、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請等を社会保険労務士に依頼し、支払った経費を補助	新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等について、広島労働局長より支給決定を受けた庄原市内の中小企業者で、申請等を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った中小企業者	■補助対象経費 (1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費 ※1 申請総額が予算額を超過した場合には、申請額どおりの補助ができないことがあります。 ※2 実績払いとなります。													■補助率: 10/10 ■補助額最大: 10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL: 0824-73-1178	
	補 庄原市雇用維持支援助成金	長引く新型コロナウイルス感染症の影響下において、事業の縮小を余儀なくされながらも雇用維持と事業継続に取り組む市内の事業者に対し助成金を交付し、企業の倒産や市内での失業者を出さないことにより経済の回復を図る。	庄原市内に本店・支店にかかわらず、事業所を有しており、以下のいずれにも該当する法人・個人事業主が対象です。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月から令和3年2月までの間で、いずれか2カ月以上(連続していなくても可)の売上がそれぞれ前年同月比で30%以上減少している。 ・売上減少月を含む事業年度の前年度以前3年のうち、いずれか1年の確定申告における事業収入が120万円以上あるもの ・市税の滞納がなく、今後も事業を継続する意思があること ※宗教法人もしくは政治団体は対象外です。	庄原市内の事業所に被用者(※)が勤務しており、次の要件を満たせば、被用者の人数に応じた助成金を交付します。 ・令和2年9月1日から申請月の前月の末日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、被用者を解雇していない。 ・今後も引き続き6月以上、当該被用者の雇用を維持する意思がある ※被用者とは売上減少月のうち、早い方の月の末日において、自社で継続して2カ月以上の雇用保険の期間を有する従業員													売上の減少率が30%以上の事業者に、下記の区分により給付します。 (1)市内の事業所に常勤する雇用保険被保険者(被用者)がある場合 ・対象被用者1人につき10万円(上限1,000万円) (2)雇用保険被保険者(被用者)がいない場合 ・1事業者につき一律5万円 ※個人事業主は市内に住所を有することが要件です。 (3)雇用保険被保険者(被用者)がいないが、専従者給与を支払っているか、同居の親族を雇用し従業員として給与を支払っている場合 ・1事業者につき一律10万円 ※個人事業主は市内に住所を有することが要件です。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL: 0824-73-1178	
	補 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金(第2次)	感染拡大の予防対策等のため、事業者が予防対策用に取り組んだ消耗品や設備導入の経費について、1事業所当たり30万円(補助率3/4)を上限に補助します。	庄原市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等で、以下の業種を営む方 農業・林業・漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業	・飛沫感染予防対策: 使い捨てマスク、フェイスガード、アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、空気清浄機、トイレの洋式化 ・接触感染予防対策: 消毒用アルコール類、除菌シート、非接触体温計、サーモカメラ非接触シーブディスプレイ、手洗い用石鹸液、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、使い捨て手袋、手洗い場の非接触蛇口 ・換気による感染予防対策: 扇風機、サーキュレーター														・補助率: 補助対象経費の3/4以内 ・補助限度額: 30万円 (補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て) ・補助対象事業期間 令和2年10月1日(木)～令和3年3月31日(水)	庄原市 企画振興部商工観光課 TEL: 0824-73-1179 西城支所地域振興室 TEL: 0824-82-2181 東城支所産業建設室 TEL: 08477-2-5008 口和支所地域振興室 TEL: 0824-87-2113 高野支所地域振興室 TEL: 0824-86-2113 比和支所地域振興室 TEL: 0824-85-3003 総領支所地域振興室 TEL: 0824-88-3065

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年 募集期間(→)												R4年	給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月	2月
北広島町	給 頑張るきたひろ事業者応援金	広島県の新型コロナ感染症拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減の影響を受け、売上高が減少した事業者、事業活動継続のための応援金を交付します。	町内に事業所又は店舗を構えて、次のいずれかの事業を営んでいること ・タクシー事業、宿泊業 ・イベント等に関わる事業 (例) イベント企画・運営、会場設営、司会、印刷業、貸し館等 ・酒・食品・菓子等の飲食料に関わる製造又は小売業(農業、畜産業を除く)、仕出し業	(1)令和2年12月～令和3年2月のいずれか一月の売上が、前年同月に比べて30%以上、かつ10万円以上減少していること (2)広島県又は北広島町商工会の給付金を受けていないこと(又は予定を含む) ・感染拡大防止協力支援金(広島市内の店舗対象) ・頑張る飲食店応援金(30万円) ・頑張る飲食店納入事業者応援金(30万円) ・北広島町商工会コロナ外出自粛の影響を乗り越える事業者応援事業給付金 (3)中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業主を含む)など														給付額：10～30万円 (売上高減収分、上限30万円)	北広島町 商工観光課観光振興係 TEL：050-5812-8080		
	給 更新 きたひろ事業者支援金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため国の緊急事態宣言や広島県の集中対策の影響を受け、売上高が減少した事業者の皆様、事業継続のための支援金を交付します。 ※第2弾 減少率30%以上の方【対象を拡大しました】	令和3年5月～令和3年9月までの平均一月の売上高が、令和元年5月～令和元年9月までの平均一月の売上高に比べて15%以上30%未満減少し、かつ、3万円以上減少している次の方 ※新規創業は令和元年5月2日～令和2年5月1日までの方 ○町内で事業を営む法人その他の団体及び個人で、町内に事業所、店舗等を構えていること(ただし、公益法人又は公益法人、協同組合、政治団体等は除く)なお、町内に店舗等を有していない場合でも町内に住所を有している個人事業主の場合は対象となります。 ○今後も事業継続する意思があること ○「広島県の感染症拡大防止協力支援金」「広島県大規模施設等協力金」の対象事業者(酒類やカラオケの提供を行っている飲食店等)でないこと ○町税及び使用料を滞納していないこと (ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収猶予を受けている場合は対象となります。)	令和3年5月～令和3年9月までの平均一月の売上高が、令和元年5月～令和元年9月までの平均一月の売上高に比べて15%以上30%未満減少し、かつ、3万円以上減少している次の方 ※新規創業は令和元年5月2日～令和2年5月1日までの方 ○町内で事業を営む法人その他の団体及び個人で、町内に事業所、店舗等を構えていること(ただし、公益法人又は公益法人、協同組合、政治団体等は除く)なお、町内に店舗等を有していない場合でも町内に住所を有している個人事業主の場合は対象となります。 ○今後も事業継続する意思があること ○「広島県の感染症拡大防止協力支援金」「広島県大規模施設等協力金」の対象事業者(酒類やカラオケの提供を行っている飲食店等)でないこと ○町税及び使用料を滞納していないこと (ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収猶予を受けている場合は対象となります。)															■支援金の基準額 ○減少率15%以上20%未満 平均売上高減少分(上限10万円) ○減少率20%以上30%未満 平均売上高減少分(上限20万円)	北広島町商工観光課 TEL：050-5812-8080 北広島町商工会 TEL：0826-72-2380	
世羅町	補 緊急対策経営改善資金利子補給補助事業	小規模事業者経営改善資金(マル経)《新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の特例措置分》の活用者を対象に利子補給を行います。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円(一般分の融資枠2,000万円とは別枠) 《資金使途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要															《金利》1.21%(令和2年5月1日時点)より、当初3年間で0.9%引き下げ ⇒金利部分について、当初3年間は0.31%、4年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL：0847-22-0529	
	給 世羅町頑張る中小事業者応援金	広島県の新型コロナ感染症拡大防止集中対策等による外出機会の削減要請等の影響により、売上減少等の影響を受けた中小事業者の事業継続を応援します。	世羅町内の中小事業者	・中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であること ・広島県内に本店があること ・世羅町内に事業所を有している世羅町税の納税義務者であること ・令和3年2月1日までに開業していること ・広島県が実施した「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業(令和2年度に広島市の飲食店を対象に実施)」「頑張る飲食事業者応援事業」「頑張る飲食店納入事業者応援事業」のいずれかの給付を受給していないこと ・世羅町が実施した「交通事業者支援給付金・旅客運送事業者緊急支援給付金」「旅館業緊急支援事業」「町指定管理施設サポート事業(第2期)」「世羅町頑張る飲食事業者応援事業」のいずれかの給付を受給していないこと ・令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月における農業を除く売上高について県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等により対前年同月比が30%以上かつ10万円以上減少していること ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」または「広島積極ガード店」の登録があること ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の統制下にある者または暴力団の構成員等でないこと															■支給金額：1事業者当たり 10万～30万円	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL：0847-22-0529	
	給 世羅町頑張る飲食事業者応援事業助成金	広島県の新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策の影響により売上が減少した町内飲食店の事業継続を支援するため、令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年対比20%以上30%未満減少している飲食店に対し助成金を支給します。	世羅町内の飲食店	・世羅町内に本社または店舗があること ・中小企業基本法で定義する中小企業(個人事業主含む)であること ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可(1類または3類)または喫茶店営業許可(1類)を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること ・令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比で20%以上30%未満減少していること ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録があること ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の統制下にある者または暴力団の構成員等でないこと																■支給金額：1店舗あたり10万円	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL：0847-22-0529
	給 世羅町中小事業者支援金事業	世羅町では、「広島県頑張る中小事業者月次支援金」を受給できなかった事業者を支援することで、町内中小事業者の事業継続の支援を行います。	世羅町内の中小事業者	・広島県内に本店がある中小事業者 ・世羅町内に事業所を有している町税の納税義務者 ・令和3年4月までに開業していること ・令和3年5月から10月までの期間売上合計が対前年または対前々年の同期間と比較して10%以上かつ20万円以上減少していること ・広島県が実施した「頑張る中小事業者月次支援金」「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援金」を受給していないこと ・「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること																■支給額 1事業者あたり 20万円	世羅町商工会 TEL：0847-22-0529
	給 世羅町雇用維持支援金	世羅町では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた状況にあっても、雇用維持に努力されている事業者を支援します。	世羅町内の事業者	・広島県内に本店がある中小企業者 ・世羅町内に事業所を有している町税の納税義務者 ・令和3年4月から9月の間に雇用調整助成金等の交付決定を受けていること ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録していること																■支給額 1事業者あたり 10万円+雇用調整助成金等の対象となった世羅町在住の従業員一人につき1万円	世羅町商工会 TEL：0847-22-0529
	給 世羅町中小事業者融資支援事業	世羅町では、新型コロナウイルス感染症の影響により融資を活用した事業者を支援します。	世羅町内の事業者	・令和3年4月1日から令和4年3月31日に町預託融資を受けた方 ・広島県信用保証協会の保証を受けていること																■支給額 1事業者あたり 上限50万円(支払った保証料の10/10)	世羅町商工会 TEL：0847-22-0529

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R3年												R4年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
神石高原町	雇用事業者支援金	補助金	新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の影響により、事業に深刻な影響を受けながらも、神石高原町内の雇用の場となっている町内の事業所で従業員を雇用し、事業を継続しておられる事業者の雇用継続を支援します。	以下の条件を全て満たす事業者が対象となります。 ①従業員(雇用保険の被保険者)を雇用している事業者 ※ 従業員を雇用し、雇用保険適用事業となっている事業者の方が支援の対象です。 ※ 町外に本社があり、町内に事業所を置く場合も対象となります。この場合、町内事業所の従業員数で算定します。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者 ※ 令和2年4月～令和3年3月の間において、連続する6ヶ月の累計事業収入が、前年同期と比較し10%以上減少した事業者【比較の対象とする期間の前年同期に営業していない事業者は、減収割合の算定ができないため、対象となりません。】 ※ 対象期間・対象月の事業収入は、国・県・町の支援金・補助金を除きます。 ③新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながら、事業を継続し、労働者の雇用を維持する事業者 ・令和2年度に神石高原町が実施した「雇用継続支援金」の支給を受けていない事業者	 ~R3.7/30 終了しました	■補助額 1事業者1回 令和2年4月～令和3年3月の連続する6月間の減収割合 10%以上の減収 従業員数×8万円 上限160万円 ※ 従業員数は、令和2年4月及び申請期間の雇用保険被保険者数を算定の基礎数値とします。(いずれか少ない方の人数により補助額を算定します。) ※ 課税対象の収入となります	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351														
	頑張る中小事業者応援金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策による外出機会の削減等の影響を受けて、売上げが減少した町内の中小事業者等の事業の継続を支援します。	■次の産業分類に該当する者 飲食料品製造業、繊維工業、道路旅客運送業、衣服等卸売業、飲食料品卸売業、衣服等小売業、飲食料品小売業(無店舗含む)、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業 ■令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年比30%以上減少していること ※ 前年同月の把握が困難な場合又は白色申告を行っている場合は、令和元年事業収入 ÷ 12 ただし、次項に該当する中小企業者等は対象になりません。 ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、 「頑張る飲食事業者応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」に係る対象者 ・個人事業者で事業収入以外の収入が事業収入(農業を除く)を上回っている事業者	 R3.5/10～R3.7/30 終了しました	■支給金:最大30万円 申請は1事業者1回の減少分が上限 (給付額=【前年同月の事業収入額】-【減収月事業収入額】)※千円未満切り捨て	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351														
	飲食・宿泊等事業者に対する支援	給付金	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊事業者の雇用継続を支援するため、社会保険料の事業者負担相当額(令和3年10月～令和4年3月分)の一部を助成します。	飲食・宿泊事業者で、雇用保険加入者分	 R3.11/17～	■助成額:1事業者最大10人、1人3万円を上限に6カ月分を助成)	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351														
	緊急支援	給付金	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊等事業者(雇用保険加入事業者を除く)について、減少額の8割を支援。	令和3年5月から8月の売上(月平均)が、令和元年同期と比較し20%以上減少している事業者。	 R3.11/17～	■助成額:1回のみ上限30万円	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351														

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。